

令和8年度 中山間地域伴走支援事業等委託業務 仕様書

1 委託業務名

令和8年度 中山間地域伴走支援事業等委託業務

2 業務の目的

中山間地域の農村は、食糧生産の場であるとともに、洪水などの災害から国土を守るなど多様な役割を果たしている。しかしこれらの地域では、人口減少や高齢化が進み、荒廃農地が増加し、伝統文化の継承等が難しくなりつつあり、住民の力だけで農山村を維持するのが困難な状況である。

そこで、本県では、複数集落の範囲で地域の多様な関係者が連携した活動を支援する「農村 RMO 形成支援事業」や、企業や大学、NPO 法人といった多様な主体と集落等による協働活動を支援する「しがのふるさと支え合いプロジェクト(以下、プロジェクト)」を推進し、中山間地域の多面的機能の維持や活性化を図ろうとしている。

本業務は、これらの取組をさらに推進し、中山間地域の保全や活性化に資することを目的とする。

【参考】

農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)

https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sesaku/chusankan_suishin.html

しがのふるさと支え合いプロジェクト

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nousonshinkou/316026.html>

3 業務場所と期間

場所:滋賀県内全域を基本とする。

期間:委託契約締結の日から令和9年3月19日(金)まで

4 業務の構成

本業務の構成は、以下のとおりである。

【1】中山間地域伴走支援事業

- a.活動状況に応じた地区別支援
- b.先進事例の紹介資料作成

【2】しがのふるさと支え合いプロジェクト

- a.事業説明パンフレットの作成

b.交流会、マッチング会の開催

5 業務の内容

【1】中山間地域伴走支援事業

a.活動状況に応じた地区別支援

(1)目的

農村RMO形成支援事業への着手を検討中の地区や、活動の停滞が見られる地区等を対象に、事業実施計画書の作成や専門家派遣等の課題解決に向けたサポートを実施し、事業着手や活動の自走に誘導する。

(2)業務内容

①事業実施計画書の作成（発注者の指定する2地区を想定）

- ・ 農村RMO形成支援事業への着手を検討中の地区等について、主に発注者とともに地区の話合いに参加し、聞き取った情報を基に実施計画書を作成する。
- ・ 上記実施計画書の作成にあたっては、地区の現状・課題の整理やそれらに応じた対応方法の検討が必要となるため、必要に応じてワークショップを企画するなど、地区の意向を反映するよう工夫すること。
- ・ 地区の話合いへの参加回数は、1地区当たり3回程度（現状・課題の整理のためのヒアリング2回、事業計画の提案1回）を想定している。
- ・ 実施計画書の様式は、農林水産省策定の「農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領」の別紙様式第1-2号を基本とする。12月中旬の納品を目安とする。

【参考】農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）

https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sesaku/chusankan_suishin.html

②課題解決に向けたサポート（発注者の指定する5地区を想定）

- ・ 農村RMOの形成に向けた活動や、しがのふるさと支え合いプロジェクトによる活動の停滞が見られる地区等について、主に発注者とともに地区の話合いに参加し、地区の現状・課題の整理および課題解決に向けたサポートを行う。
- ・ 課題解決に向けたサポートについては、地域活性化のノウハウを有する専門家の派遣やワークショップの開催など、地区の取組意欲を高めつつ今後の方向性を検討できるよう工夫すること。
- ・ 地区の話合いへの参加回数は、1地区当たり2回程度（現状・課題の整理のためのヒアリング1回、課題解決に向けたサポート1回）を想定している。

b. 先進事例の紹介資料作成

(1)目的

県内の農村RMO形成支援事業等の先進的な事例をとりまとめ情報発信することにより、取組の横展開を図る。

(2)業務内容

①先進事例の紹介資料作成（発注者の指定する2地区を想定）

- ・ 農村RMOの形成に向けた活動やプロジェクトによる活動が順調に進捗していると判断される地区等について、地区のコアメンバーへのヒアリングを行い、これまでの取組成果をとりまとめた紹介資料を作成する。
- ・ 紹介資料の様式は、滋賀県が過年度に作成した「しがの中山間地域活性化ガイドブック」の「第2章 地域活性化の取組事例」を参考にするものとし、作成した資料は本誌に追加掲載することを想定している。12月下旬の納品を目安とする。

【参考】しがの中山間地域活性化ガイドブック

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nousonshinkou/330380.html>

【2】 しがのふるさと支え合いプロジェクト

a.事業紹介パンフレットの作成

(1)目的

令和8年度から、中山間地域における企業等によるCSV*活動を一層推進し、企業活動による地域資源の活用等による地域活性化を図ることとなった。パンフレットを作成して交流会等で活用することで、企業等に対して農山村振興への参画を促すとともに、地域活性化への機運を醸成することを目的とする。

※CSV…社会と企業、双方にとっての価値を同時に生み出しながら、社会や環境の問題を事業を通じて積極的に解決していくビジネスモデル

(2)業務内容

A4サイズ8ページを目安に、しがのふるさと支え合いプロジェクトの事例を紹介するパンフレットを作成し、9月 までを目途に、データ(PDF形式、イラストは別途PNG形式、JPEG形式で納品すること)、印刷物2000部を納品する。

8ページの構成は以下をベースに、発注者と協議して作成する。

①表紙、②農山村が活性化しているイメージイラスト作成、③マッチングシステムと CSV活動について、④⑤これまでの県内の取組地域一覧(2 ページ)、⑥補助金の構成、⑦企業活動事例、⑧裏表紙(問い合わせ先)

b.交流会、マッチング会の開催

(1)目的

しがのふるさと支え合いプロジェクト協定締結団体やプロジェクトの登録団体・企業のほか、農村RMOの形成に向けた活動や棚田保全に取り組む団体等を対象に、団体同士のつながり強化、活動の活性化を図るため交流会、企業等とのマッチングを促進するマッチング会を開催する。

(2)業務内容

これまでの協定締結団体や農村 RMO に取り組む団体、中山間地域に関心のある企業等を対象に、交流会・マッチング会を年2回開催する。内容は、地域活性化に役立つ研修等と、意見交換やマッチングを促進できる企画を実施する。詳細は発注者と協議の上決定する。

	1回目	2回目
開催時期	・10月中旬 ・13時～17時頃	・12月中旬 ・13時～17時ごろ
開催場所	・県内の会場(中山間地域)	・県内の会場(会議室等)
参加者数	・40名程度	・100名程度
負担金	・徴収しない	・徴収しない
内容	・RMOやふるさと支え合いプロジェクトに取り組む団体の事例や、地域の特産物を紹介する。 ・特産物の試食等を行う。	・県事業の紹介と、講師による地域活性化に役立つ研修を行う。 ・企業等と農村集落等のマッチングを促進する内容とする。
業務の対象	・開催要領やカリキュラムおよび講師、会場等の企画 ・案内チラシの作成、周知 ※A4両面カラーで作成し、開催の1か月前までに納品する。 データと印刷物各200枚とする。周知は県と分担して実施する。 ・参加受付、とりまとめ、名簿の作成 ・会場、機材・資料等準備、講師等調整 ・当日運営、当日資料準備、安全管理、写真・動画撮影 ・参加者アンケート実施、とりまとめ等 ※試食品の手配・費用は業務対象に含まない。	

c.打ち合わせ（【1】【2】共通）

月1回、発注者と打ち合わせし、打ち合わせ内容を記録する。打ち合わせ記録は打ち合わせ後1週間以内に、発注者に共有すること。

6 成果物

納品する成果物(以下、「成果物」という。)は、次のとおりとする。なお、成果物は【1】【2】それぞれを分割して納品するものとする。

(1)数量等

【1】について

- ①報告書(印刷物およびデータ送付) 正副2部(A4版ファイル)
 - ・ 打合せ記録簿を作成し添付すること。
 - ・ 書き込みデータ形式は原則 Microsoft Office 形式とするが、詳細については打合せにより決定する。
- ②事業実施計画書(案)
 - ・ 電子データ
 - ・ 12月中旬を目安に納品。
- ③先進事例の紹介資料
 - ・ 電子データ
 - ・ 12月下旬を目安に納品。

【2】について

- ①報告書(印刷物およびデータ送付) 正副2部(A4版ファイル)
 - ・ 打合せ記録簿を作成し添付すること。
 - ・ 書き込みデータ形式は原則 Microsoft Office 形式とするが、詳細については打合せにより決定する。
- ②パンフレット(印刷物およびデータ送付)
 - ・ カラー印刷2000部。
 - ・ 発注者の指定するパンフレットに記載のイラストを別途データ納品する。
 - ・ 9月下旬を目安に納品。
- ③交流会の案内チラシ
 - ・ 電子データ(A4カラー両面)およびカラー印刷物200部×2回。
 - ・ 開催日の1ヶ月前までに納品。(9月上旬、11月上旬)

(2)納品場所

滋賀県農政水産部農村振興課(〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1)

7 著作権等

- (1)成果物にかかる著作権法(昭和45年法律第48号)(以下、「法」という。)第21条から第28条に規定する権利は、委託料の完済により、受注者から発注者に移転する。なお、

発注者または受注者が従前から有していた著作権については、それぞれ発注者または受注者に帰属するものとする。この場合、受注者は、発注者が成果物を利用するために必要な範囲で、発注者に対し著作権法に基づく利用を無償で許諾することとする。

- (2) 受注者は、成果物について、発注者が自由に使用できるよう、法第 18 条から第 20 条に規定する著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の所有権は、成果物の引渡しをもって、発注者に移転する。
- (4) 成果物に第三者が有する著作権、肖像権その他の権利に係るものが含まれている場合は、当該権利の使用許諾その他一切の必要な手続きを、受注者の費用負担で行うこと。なお、第三者から権利の侵害について意義の申立または対価の請求、損害賠償請求等があった場合には、受注者の責任と負担において対応すること。
- (5) 受注者は、成果物がいかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることを保証すること。

8. 業務の遂行について

- (1) 委託業務の内容の詳細は、受注者からの提案内容に基づき、発注者と受注者で協議のうえ決定する。
- (2) 業務の遂行にあたり、受注者は連絡調整者を1名以上配置し、発注者と毎月1回程度の打合せを行い、連携を密にすることとする。なお、本業務の実施にあたっては、しがのふるさと支え合いプロジェクト、中山間地域農業等直接支払制度、農村 RMO 等の内容を十分習熟したうえで行うこととする。
- (3) 業務全般にわたり、実施した内容については適宜記録に残し、実績として取りまとめること。打ち合わせ等についても記録に残し、数日以内に発注者に共有すること。

9. 変更の対象

- (1) 本業務の契約成立後に業務の内容に変更が生じた場合は、発注者または受注者の発議による協議の上、合意後、契約変更を行うこととする。ただし、受注者からの発議に基づく内容変更のうち、当初契約時内容にまで影響しないと発注者が判断した場合は委託料の変更は行わない。
- (2) 明記していない事項であっても業務遂行上当然必要と思われる軽微な作業については受注者の負担において実施するものとする。

10. その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守することとする。
- (2) 委託業務の遂行のために発注者が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は委託業務終了までに発注者に返却することとする。

- (3) 委託業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。
- (4) 使用する参考文献、資料、写真等については、後日トラブルが生じないように使用についての確認をとるなど十分注意するとともに出典を明記すること。
- (5) 委託業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じることとする。
- (6) 電子メールを外部に送信する際は、宛先、送信内容(不要ファイルの添付等がないか)、送信方法(BCC に設定されているか等)を複数の社員でチェックシートを作成するなどして確認すること。また、事前にメール確認者を発注者へ報告すること。
- (7) 本業務は一括再委託禁止とし、一部を再委託する場合は、事前に再委託範囲および再委託先を書面により県に提示し、協議、承認を得ることとする。ただし、責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受注者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受注者の責任においてこれを解決することとする。
- (8) 現地調査等を行う場合、原則受注者で関係者と連絡をとり実施するものとする。このとき、発注者側より発行する「受注者身分証明書」を携帯すること。
- (9) 受注者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに発注者と協議を行うこと。
- (10) その他、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、発注者と協議の上、定めることとする。

11. 滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について

- (1) 受注者は暴力団員等(暴力団の構成員および暴力団関係者、その他県発注工事等に対して不当介入をしようとする全ての者をいう。)による不当介入(不当な要求または業務の妨害)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- (2) 受注者は前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書(別記様式第1号)により所轄警察署に届出るとともに、県に報告するものとする。また、受注者は以上のことについて、下請負人(再委託の協力者を含む)に対して、十分に指導を行うものとする。
- (3) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、県と協議するものとする。